

第 1 精神病床の機能分化に関する事項

2 入院医療から地域生活への移行の推進に関する県の取組み

指針の項目	本県の現状・課題	今後取組むべき方向性等	今後の取組みに向けての問題点	備 考
<p>○都道府県は、措置入院者(法第二十九条第一項の規定により入院した者をいう。)の入院初期から積極的に支援に関与し、医療機関や障害福祉サービスの事業者等と協力して、措置入院者の退院に向けた支援の調整を行う。</p> <p>○精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>○病院内で精神障害者の退院支援に関わる者は、精神障害者に必要な情報を提供した上で、精神障害者本人の希望等も踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援専門員や介護支援専門員等と連携しつつ、精神障害者に対する働きかけを行うとともに、精神障害者が地域で生活するための必要な環境整備を推進する。</p>	<p>〔現状〕</p> <p>○H26年9月、県内の精神科病院に対して地域移行支援の実態についてアンケート調査したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域援助事業者と「連携はとれているが十分ではない」、「連携はほとんどとれていない」とした病院が、それぞれ64%、14%であったのに対し、「十分連携できている」と回答した病院は23%にとどまった。 ・今後については「いっそう連携を深めたい」と回答した病院が86%と、圧倒的に多かった。 ・退院支援委員会への関係者の参加状況は、障害及び高齢福祉関係事業所がそれぞれ4%と5%、市町村担当者と保健所職員が各1%にとどまった。 ・今後については、地域援助事業者については98%、行政関係者については96%の病院が、「全てのケースに参加してほしい」または「対象者の状況によっては参加してほしい」と回答している。 <p>〔課題〕</p> <p>○地域移行支援に向けて、多くの病院が地域の関係機関との連携を志向しているが、実際の連携にはまだ至っていないところが多く、今後連携強化を支援する方策が求められる。</p> <p>○長期入院者数が減少していない。</p> <p>○保健所が病院と地域の援助事業者とのコーディネーター役として位置づけられているが、制度が平成26年4月から始まっており、日が浅いため、十分役割を果たせていない。</p>	<p>○地域の受け皿となるグループホーム等の整備を推進していく。</p> <p>○医療と福祉双方の関係者が、地域移行支援に係る法制度やその運用について知識を持てるよう、研修等を通じて普及啓発を図る。</p> <p>○各地域で、医療・福祉・行政の関係者が顔の見える関係を作り、地域移行支援の仕組み作りを進める。</p>	<p>○地域移行支援には、精神保健福祉法と障害者総合支援法の双方が関わることから、研修等開催にあたっては、多くの分野・職能団体の協力を得て進める必要がある。</p>	<p>○医療機関に対する説明会の開催 (H26.2.25)</p> <p>○関係機関対象の研修会開催 (H26.10、H27.1)</p>

分類	委員名	委員の意見 (平成26年9月時点)	県の考え方
地域生活の環境整備	木全委員	<p>・日本がOECD諸国の4倍の精神病院入院患者がいるのは、受け入れる社会資源が乏しいことが原因と考えられるが、それは政策の問題であり、審議会で方向性を考えるべき。 何を、どこに、いくつ必要か、検討し数値目標を示すべき。</p> <p>・家族で支えるのでは、家族の介護力がなくなったら入院せざるをえなくなるので、社会で支える体制にすることが大切。</p>	<p>・居住の場の確保については、「グループホーム整備促進支援制度」により、今後もグループホームの積極的整備に努めてまいります。</p> <p>・地域生活支援には、居住の場の確保と並んできめ細かなサービスが必要となります。国においては、障害者総合支援法(平成25年4月1日施行)の検討規定として、法施行後3年を目途に精神障害者に対する支援の在り方を検討することとしており、今後はその結果も踏まえて、本県としてのサービス提供体制の検討を行なっていきたいと考えております。</p>
退院支援に係る病院からの働きかけ	前田委員	<p>・障害者が地域で生活するため、病院は、具体的に何が心配で、何に困っているのか、本人だけではなく、家族から聞き取る必要がある。そのためには、院内のケースワーカーの積極的な動きが大切。</p>	<p>・地域移行への取組の中で、退院後生活環境相談員の役割を担うPSWや看護師等の役割は益々高まっています。県としましても、地域移行に向けた研修会の実施などこれらの方々の資質向上に寄与できるよう努めてまいります。また機会をとらえて、医療機関においても資質の向上に取り組むように促していきたいと考えております。</p>
医療と福祉の連携	前田委員	<p>・退院支援をすすめるうえで、障害者総合支援法との関連が見えない。</p> <p>・支援事業者と病院の積極的な連携が必要と考えるが、そのあたりの議論がなされていない。</p>	<p>・改正精神保健福祉法は、医療保護入院者の退院支援に向け、医療と福祉の積極的な連携を求めており、また具体的な地域移行支援にあたって、障害者総合支援法に通じた地域援助事業者の協力が不可欠であることから、県としましては、病院関係者と地域援助事業者双方が参加する研修会を開催するなど、連携体制構築の取組を実施するほか、地域で顔の見える関係づくりを進めるため、保健所や福祉相談センターが主催する関係者の連絡会議を開催しています。</p> <p>・保健所においては、圏域アドバイザーや基幹相談支援センターと共に、病院と地域の援助事業者とのコーディネーター役を担うことにより、一層の連携体制の構築を図ってまいります。</p>